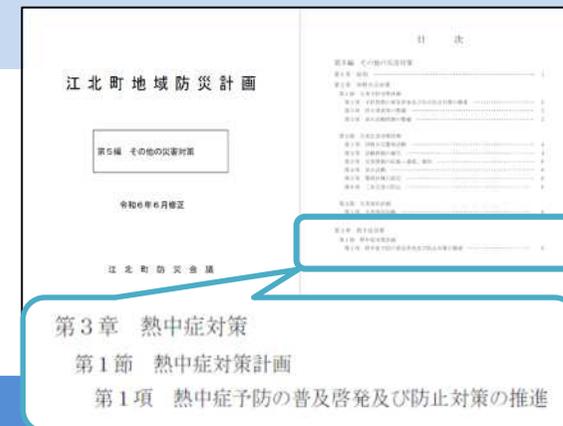


1-2. 熱中症警戒情報発表時に備えた体制

事例5. 佐賀県江北町(1) 「江北町地域防災計画」

- 熱中症を災害の一部として捉え、『江北町地域防災計画』の第5編「その他の災害対策」にて、熱中症警戒アラート発生時における体制や動き等について定めている。
- 「災害対策連絡室」：佐賀県に熱中症警戒アラートが発表された場合 総務政策課安全安心係に設置。室長は総務政策課長。
- 「災害対策本部」：佐賀県に熱中症特別警戒アラートが発表された場合 庁舎2階に設置。本部長は町長、副本部長は副町長、議長、団長。



所属課	所属係	所掌事務
総務政策課	安全安心係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配備職員の登庁要請 ・ 災害対策連絡室/災害対策本部の運営 ・ 指定暑熱避難施設との連絡調整 ←[例]区長(自治会長)への連絡など ・ 被害状況の取りまとめ
	企画情報係・財政係	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、フェイスブックによる情報発信 ・ 防災無線による災害情報発信 ←[例]音源の登録、設定など ・ 広報車両による広報
健康福祉課	介護保険係・福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員との連絡調整 ・ 避難行動要支援者(高齢者、要介護者)の援護措置
基盤整備課	土木係・耕地係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理施設の巡回 ←[例]公園など
こども教育課	学校教育係・生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育施設等との連絡調整 ・ 社会体育施設等との連絡調整 ←[例]野球場、ソフトボール場、テニスコート、弓道場など

▲災害対策連絡室と災害対策本部設置時の担当部局と所掌事務

江北町地域防災計画(令和6年6月修正) <https://www.town.kouhoku.saga.jp/bousai/kiji0031368/index.html>

※令和6年度のヒアリングによる

1-2. 熱中症警戒情報発表時に備えた体制

事例5. 佐賀県江北町(2) 江北町独自の「熱中症注意情報」

- 江北町では、環境省の熱中症警戒アラート発表よりも低い基準による「**熱中症注意情報**」の発信・運用を実施。防災行政無線やホームページなどを通して発表され、エアコンの活用のほか、水分や塩分の補給などの対策を呼びかけている。

江北町の「熱中症注意情報」の発表基準 (下記3項目のいずれか1つでも該当する場合に発表)

- ① 暑さ指数(WBGT)予測値について、**31以上となった場合**
- ② 暑さ指数(WBGT)予測値について、**25以上が6時間以上継続した場合**
- ③ 暑さ指数(WBGT)予測値について、**25以上であり、かつ、その最高値と最低値の差が6以上ある場合**

【参考】 環境省におけるアラート発表基準

「熱中症警戒アラート」

府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値)に達する場合に発表

「熱中症特別警戒アラート」

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合等に発表



◀ 「指定暑熱避難施設および熱中症避難所」

令和5年は公共施設4か所だった「熱中症避難所」を、各区の協力を得て地区集会所や公民館など計20か所(令和6年7月現在)に拡大。

暑さからの“避難所”であるとともに、特別警戒アラート発表時には指定暑熱避難施設として活用される。

■ 工夫した点

江北町では2021年からの3年間、県内で熱中症により救急搬送された人と当時の「暑さ指数」を分析した結果、暑さ指数(WBGT)が31以上になると30以下の日に比べて1.7倍増加していたこと、またWBGT25以上が6時間続いた場合や最高値と最低値の差が6以上ある場合にも増加していることが判明したため、独自の「熱中症注意情報」を創設しました。